策定 平成15年3月3日 改正 令和3年3月24日

第1 総則

この細目は、建築基準法第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項の規定並びにこれに基づく認定基準(以下「認定基準」という。)に基づき、規定すべき事項及びその他認定を施行するに必要な事項を定めるものとする。

第2 認定区域等の標示

- 1 建築基準法第86条第1項、同条第2項又は第86条の2第1項の規定に基づく認定を受けた者は、区域が接する道路及び区域内の通路等から見やすい区域内の場所に、対象区域が認定を受けた旨並びに区域内の通路及び公開空地の位置等を、様式1による掲示板により、公衆に標示しなければならない。
- 2 1 に定める掲示板は、区域面積により次のア及びイの規定による枚数以上の掲示板を設置すること。ただし、通路の配置及び区域の周囲の状況等によりやむを得ないと認められる場合については、その数を変更することができる。
 - ア 区域面積が3,000平方メートル以下の場合は2枚。
 - イ 区域面積が3,000平方メートルを超える場合、アに規定する2枚に、当該超える部分が2,000平方メートル以内毎に1枚をそれぞれ加えた枚数。
- 3 1に定める掲示板の規格は、次に定めるとおりとする。
 - ア ステンレス製、銅板等で耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材料とする。
 - イ 堅固に固定したもの。
 - ウ 大きさは縦100センチメートル以上、横70センチメートル以上とする。

第3 認定申請時に提出する書面

- 1 建築基準法施行規則第10条の16第1項第3号の規定による同意を得たことを証する書面は、様式2によるものとする。
- 2 建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号の規定による建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面は、様式3によるものとする。

第4 その他

1 建築基準法施行規則第10条の21第1項第2号の規定による合意を証する書面は、様式4によるものとする。

附則

1 この細目は、平成15年3月3日から施行する。

改正附則

1 この細目は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

特定行政庁 殿

申請者 住 所 氏 名

(法人の場合は、その事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築基準法施行規則第10条の16第1項第3号の規定により、下記のとおり同意を得ました。 ここに記載した事項は、事実に相違ありません。

記

建築基準法第86条第 項の認定申請の内容について同意します。

対象区域	権利の内容	地名地番	権利者氏名•印	住所	備考		
] 域内の土地に関する権利							

_	_	_

特定行政庁 殿

申請者 住 所 氏 名

(法人の場合は、その事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号の規定により、下記のとおり建築物の計画に関して説明を行いましたので報告します。

ここに記載した事項は、事実に相違ありません。

記

法第86条の2第1項に係る建築物の計画の内容について説明を受けました。

説明の日時,場所	権利の内容	地名地番	権利者氏名	住所 電話番号

								年	月	В
特定行政庁		殿								
				者 住 所 氏 名 人の場合は、その	事業所の	の所在地、	名称及び代表	者の氏名)		
建築基準法施行規則第10条の21第1項第2号の規定により、下記のとおり合意を得ました。 ここに記載した事項は、事実に相違ありません。								た。		
				==						
以下の認定 1 . 建築基 2 . 建築基	準法第		項	年	月月		第 第	무명		
取権利の	内容	地名地番		権利者氏名	• ED	ſ	主所	1.	備考	
対 象 ———										
区 域										
内 の										
地										
関										
に 関 す る 権 利										
性 利										

- ※ 公告対象区域内の認定の取消をするものすべてを記すこと。
- ※ 権利者欄には、全ての土地の所有権又は借地権を有する者を記入すること。